

議案第10号参考資料3

室蘭市印鑑の登録及び証明に関する条例中一部改正の件について

- (1) 「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」が記録された移動端末設備（スマートフォン）を使用して、コンビニ等における多機能端末機から印鑑登録証明書を交付できるようにするもの
- ・ 令和5年5月11日から移動端末設備（スマートフォン）にマイナンバーカードと同等の機能を搭載できるようになった。（令和5年11月10日時点 Androidのみ）
 - ・ スマートフォンだけでできる手続きには「子育て支援」や「引越し」のオンライン申請などがあり、さまざまなサービスに順次対応中で「コンビニ交付サービスの利用」は一部事業者により12月20日から東京都内店舗、来年1月22日から全国店舗で開始予定である。
 - ・ サービス開始に先立ち、印鑑登録及び証明に関する条例を改正する。
- (2) 印鑑登録証明書を窓口で交付申請する場合、印鑑登録証の提示が必要だが、本人が申請する場合に限り、マイナンバーカード等の個人を証明する書類の提示でも交付できるようにするもの
- ・ 今は印鑑登録証の提示がないと、本人の申請でも印鑑登録証明書は交付できないが、本人が申請する場合に限り、個人を証明する書類の提示でも交付することで利便性の向上を図る。